

第24期 軽井沢町農業委員会 第13回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第12回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。先般、梅雨明けし、これから本格的な夏期シーズンを迎えるわけですが、昨年同様に気温上昇に伴う干ばつにより農作物への影響が懸念される状況でございます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。 なお、本日もJA関係の報告や町側より外川補佐にご出席いただいております。それでは第24期軽井沢町農業委員会第13回総会を開催いたします。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、14名、全員出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、7名、全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条、在任する委員の過半数の出席により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号6番の坂本雄樹委員と議席番号8番の柳澤昌代委員の2名をお願いします。
市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	それでは、お手元の次第1ページの令和3年6月25日から令和3年7月25日までの行事等について、報告いたします。

	<p>6月25日（金）に軽井沢町農業委員会第12回総会が開催されました。</p> <p>7月2日（金）に軽井沢町農業再生協議会が開催され会長他が出席しました。</p> <p>7月16日（金）に農業委員会7月役員会が開催され会長、会長代理、農政部長、事務局2名が出席しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、4件ございまして、全て5条許可でございます。1件目が____地区の、____について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。2件目ですが、____地区の、____について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。続いて3件目、____地区の____で、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。最後に4件目で____地区で、____、____、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>続いて、3ページの（3）転用確認証明書による土地処分結果については、1件ございまして、令和__年__月__日付、長野県指令、__佐農第__号の____、____で許可となりました、____地区の、地目、__、面積、__筆計__㎡、____、____について、令和__年__月__日に、____への転用を確認し、証明書を交付いたしました。事業報告は以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから15ページをお願いします。借宿地区でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、第1種住居地域で、農地法による農地区分は第__種農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、申請人の氏名ですが、譲渡人は、____、____に住所のある、____、____です。譲受人は、____に住所のある、____です。次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、__筆ございまして、____、____、__、__、もう__が____、____です。</p> <p>権利設定の内容は、____による____になります。補足説明をいたしますが、当案件については、____の__に____が</p>

	<p>_____の_____が_____されております。当初は、_____が_____に_____の_____を設定し、_____に_____に_____を_____しております。その後、_____に_____となる_____でございましたが、先ほど申し上げたように、_____となっている事情もあり、_____を抹消し、_____を行い_____するよう_____があった為、今回の_____に至りました。次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-22から23になります。申請書への記載事項についてですが、_____とは異なり、_____による_____となりますので、_____への_____の場合は、_____に_____か等を確認するIの一般記載事項の記載が不要でございます、_____となります。なお、この度の申請に_____は、_____となりますことをご説明いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>番号1の土屋史彦が説明をいたします。_____に、_____の_____、_____、_____の_____で_____を実施しました。_____に通称、_____で_____の_____に_____の_____を_____しまして、その上では_____が_____を_____しております。その_____の_____が_____たので、_____としては_____をしたいということで今回のこの案件になりました。事務局からも説明がありましたが、_____については_____でございましたが、今回は_____、_____が_____ということことで_____する_____になりました。特に今までもあったものであり、問題ないと思われま。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。 遠山推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>推進委員の堀川でございますが、今回の申請についてですが、_____に_____が_____されていることによる申請ということですが、_____の場合は_____では_____はずなので、今回の場合は_____として使うからということで申請があったということでしょうか。</p>
青木事務局長	<p>先ほどもご説明しましたが、_____を_____する場合には_____が必要</p>

委員	<p>となります。</p> <p>今回の申請は_____、_____を_____することに伴う_____ということで理解してよろしいか。</p>
青木事務局長	<p>そうです。</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたし、許可いたします。続いても3条関係となりますが、議案第1号番号2について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>続いても3条申請となりますが、議案第1号番号2・3についてを議題といたします。</p> <p>議案第1号番号2・3「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。番号2・3共に_____でございますので、案件としては別々ですが、説明は一本化させていただきます。</p> <p>次第は、4ページ、補足資料は16ページから26ページをお願いします。</p> <p>地区は番号2が_____、番号3が_____でございます。</p> <p>共に、農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、番号2が_____で、農地法による農地区分は_____になります。番号3が_____で、農地法による農地区分は第__種農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。番号2について、申請人の氏名ですが、譲渡人は、_____、_____に住所のある、_____です。譲受人は、_____に住所のある、_____、_____です。次に、2の許可を受けようとする_____ですが、_____、_____、_____、_____です。権利設定の内容は、_____による_____になります。次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、非耕作地はなく、すべての農地について全部耕作することになっており問題はないと思われます。</p> <p>次に作物ですが、_____、_____の作付け内容になっています。</p> <p>農機具関係ですが、_____、_____、_____、_____、_____、_____、_____となっています。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、常時4名います。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが_____、_____となっております。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、_____日間となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題ございません。次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、地域の農地の利用調整に協力すること及び農薬の使用方法等についても地域の防除基準を順守するとの記載もございますので影響はございません。</p> <p>続いて番号3について、申請人の氏名ですが、_____は、_____、_____に住所のある、_____、_____です。_____は、_____に住所のある、_____、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、_____、_____、_____です。権利設定の内容は、_____による_____になります。次に許可基準と一般記載事項について、順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、非耕作地はなく、すべての農地について全部耕作することになっており問題はないと思われます。</p> <p>次に作物ですが、_____の作付け内容になっています。</p> <p>農機具関係ですが、_____、_____、_____、_____、_____、_____となっております。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、常時4名います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが_____となっております。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、_____となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題ございません。次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、地域の農地の利用調整に協力すること及び農薬の使用方法等についても地域の防除基準を順守するとの記載もございますので影響はございません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2、3について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号10番の市村正喜が説明をいたします。</p>
-------------------------	---

	<p>_____、_____、_____で_____を行いました。この_____を受けたのが_____になりますので、_____の_____は_____ができませんでした。当該地は_____の_____にございます、先住民の遺跡である南石堂遺跡という、これ文化財に指定されているんですけども、_____、_____、これが本案件の農地ですが、その奥に_____という_____があるんですけども、その土地が_____の_____が所有する_____です。更にその奥に_____があるわけでございます。案件の経緯ですが、_____が_____から_____を借りられていたみたいで、_____、借りていたようであります。_____の_____は住所は_____となっておりますが、_____でございます。_____あったことから、以前に_____、_____には_____の_____の_____をしているということであります。_____に_____が_____、_____後は_____が全て_____されております。_____された後から_____が始まりまして、ここ最近の_____の_____話が出るとこの_____の_____となっております。_____くらいには_____も_____してしまいまして、_____もなくなったことから今はほとんど_____に_____てくることもなくなったわけでございます。_____の_____は_____、_____してから_____で_____から_____を_____されてから_____でございます。_____の_____を_____、_____として_____されているわけでございます。_____では、_____も_____も_____を_____を_____を_____を感じとることができました。_____は特に問題はなと判断いたしましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。中里推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>続いて、番号3について担当委員より説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>議席番号6番の坂本が説明をいたします。_____については、さきほどの市村委員が説明した通りでございます。_____と私と堀川推進委員と_____を実施しました。場所については_____から_____んだ_____になります。_____のほとんどが_____の_____でございます。_____は_____のために_____による_____を_____ということでございます。また_____ですけれども現在、_____に_____で、_____ないということで、_____、_____があるというのは</p>

	<p>_____ことから、_____に応じたということでございます。今回、何の問題もないと思われま。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2・3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第1号番号2・3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号2・3を原案どおり可決し、許可いたします。次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第は5ページ、補足資料27ページから37ページをお願いします。議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。_____でございます。_____は、_____、_____に住所のある_____、_____です。_____は_____いまして、_____とも_____で_____、_____に住所がある、_____、_____、_____であり、_____が_____、_____が_____でございます、それぞれ、_____、_____です。町の用途地域区分は_____で、農地区分は第__種農地になります。権利関係は_____による_____となります。補足資料28ページに位置図がございますが、_____にある_____で、_____にある_____の_____、_____になります。転用の目的ですが、_____である_____は_____、この申請地に_____に、_____で_____しておりますが、_____や_____の_____を機に_____を_____し、_____と_____が_____に、_____がそのまま_____の_____に_____する為に_____を転用するものでございます。なお、当該地は_____の_____が_____により_____しておりますが、_____が_____であった_____に_____として、_____を受けましたが_____の_____でございます。_____は、_____となる為、_____ではなく_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。(農地法第5条第2項第3号)の 資力・信用については、_____、_____、計_____</p>

	<p>となっています。資金の調達方法ですが、金融機関からの融資となり、融資証明書が添付されております</p> <p>利害関係につきましては、_____されておりますが、_____の_____を_____しているため_____ございません。次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から令和__年__月末までが、工事期間で、概ね1年以内となっており、問題ないと思われます。次に、（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については該当ありません。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用はないので該当しません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、計画図等を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地はないので該当しません。</p> <p>以上により議案第2号番号1については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の佐藤が議案第2号番号1について説明します。_____から_____を受けた_____と_____に私と、佐藤寛治委員の_____で_____を行いました。場所についてはさきほどの事務局説明の通りでございます。譲受人の_____は申請地の_____に_____が_____で、_____、2階に_____がありますが、_____が_____、_____が_____になり_____とのことでした。_____は_____におり、_____では_____が_____おり、_____としては_____しておりませんし、これからも_____していく_____です。_____も_____で_____に_____、_____に_____がありますが、_____が_____いまして、_____には_____はございません。以上の理由からここが_____でなくなっても何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>佐藤寛治委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第6から9ページをお願いします。補足資料は、38ページから40ページをお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。8月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、2,700㎡、内訳は、畑2,700㎡です。新規が1件、2筆、面積は、1,295㎡、内訳は、田が1,295㎡です。中間管理が2件、3筆、面積が5,030㎡、内訳は、畑、5,030㎡です。合計で、4件、6筆、面積は、9,025㎡で、内訳は、田が1,295㎡、畑が7,730㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。議案第3号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当りますので、柳澤昌代委員の一時退席をお願いします。
委員	柳澤昌代委員退席
市村初仁議長	農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。 それでは、議案第3号、軽井沢町農用地利用集積計画の8月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。

委員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第3号軽井沢町農用地利用集積計画8月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。柳澤昌代委員の復席を認めます。</p> <p>(委員 復席後)</p> <p>柳澤昌代委員に申し上げます。農用地利用集積計画について、決定しましたので、お知らせします。</p>
市村初仁議長	<p>次に6、のその他事項に進みます</p> <p>(1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。なお、7月分の報告については、通常は20日時点でございますが、連休の関係で今月は10日現在でご報告をさせていただきます。キャベツ47,877ケース出荷、単価は928円、金額は44,409,000円でございます。前年対比として数量が134%、単価82%、金額111%でございます。続いてレタス10キロですが、54,273ケース出荷、単価は1,318円、金額は71,552,000円でございます。前年対比として数量が100%、単価114%、金額113%でございます。白菜12キロですが、8,304ケース出荷、単価は829円、金額は6,885,000円でございます。前年対比として数量が159%、単価100%、金額158%でございます。白菜15キロですが、1,653ケース出荷、単価は1,450円、金額は2,396,650円でございます。前年対比として数量が119%、単価90%、金額107%でございます。チンゲン菜ですが、26,434ケース出荷、単価は668円、金額は17,667,000円でございます。前年対比として数量が104%、単価103%、金額107%でございます。まずキャベツについてですが、数量が134%と伸びている要因としては、春先というか出荷の時期が早かったことと、梅雨に入っただいぶ水分を吸い上げて大玉になったことで数量が増えました。その分、球が大きい箱は単価が安いので、それが単価安の要因でございます。レタスについては春先の凍霜害がありましたれども、数量も100%、単価もまずまずであります。この報告が7月10日ですが、その前の週から全県で廃棄事業が展開されておりました。来月にはこの数量もだいぶ悪くなっているのではないかと考えられます。後は今申し上げたようにレタス、はくさいは7月30日まで廃棄事業が続きます。キャベツについても7月16日より5日間、産地自主廃棄事業が初動されました。それと、7月に入りまして断続的な降雨状況もあり、梅雨明け以降は一気に気温が上昇しまして、今現在、レタスにつきましては雨の影響で小玉傾向、キャベツにつきましては段々と大玉傾向から小玉傾向に移っております。参考までですけれども、今日のキャベツにつきましても2Lの比率が約1割、10%、7玉が30%、Lは約8玉なんですけれども、60%を占めております。今後は</p>

	<p>段々と小玉傾向になっていき、数量も減ってきて、単価も上がっていけば良いかなと考えております。後は台風8号が接近してきて、稀にみる進路ということで予測できないのか心配なところでございます。以上です。</p>
市村初仁議長	農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、(2)については岡沢補佐欠席でございますので(3)町側より外川補佐お願いいたします。
外川観光経済課 長補佐	<p>お疲れ様でございます。農林振興係の外川でございます。2点ご報告させていただきます。まず一点目として転作田等の現地確認作業の関係でございますが概ね半分の現地確認が終了してございます。残り半分についてもご協力をお願いしたいと伴に、終了した地区につきましてはありがとうございます。過日、新聞折り込みでもありましたが、国連で定義されておりますSDGsですけれども、町でも目標実現の為に事業等を推進しているところでございます。発地市庭でもSDGs マルシェと題しまして、8月7・8日でマルシェを開催させていただく予定となっております。コロナ禍ということで細心の注意を払って行って参りたいと考えておりますので、皆様にお出かけいただければ幸いです。以上でございます。</p>
市村初仁議長	ありがとうございます。皆様から何かお聞きしたいようなことがありましたらお願いいたします。はい、儘田推進委員
委 員	推進委員の儘田ですが、このマルシェのイベントは夏の最盛期で交通量が増え、混雑する中で開催されますが、交通対策で何かございましたら教えてください。
外川観光経済課 長補佐	当日は交通誘導員を配置し、なるべく交通の妨げにならないように実施いたしますので、地元の皆様のご理解をお願いいたします。それと、貯木場の奥に広場があるのですが、発地市庭関係者についてはそこに駐車していただき、マイクロバスでの輸送を検討しております。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。ないようであれば、(4)の事務局関係について事務局よりご説明をお願いいたします。
青木事務局長	<p>6. その他事項 次第の、11ページをお願いします。 (4) 事務局関係について</p>

ア、の令和3年度の農業委員会視察研修についてでございますが、11月16日（火）から18日（木）までを予定しております。北陸方面への視察でございますが別紙をご確認いただき、16日（火）に長野市において開催される長野県農業委員会大会に出席後に移動するスケジュールとなっておりますことをご報告いたします。

イ、第6回県農業委員会大会における要請事項について

さきほどご説明した長野県大会にて各農業委員会より要請があった内容を本大会で決議いたしますので、各委員において要望等がございましたら、8月2日（月）までにご報告をお願いいたします。

ウ 農地利用状況調査（農地パトロール）について

エ 令和3年度タブレット端末貸出事業の導入委員会の選定について

お手元に業務必携、非農地判断の徹底、中間管理事業における農用地等の基準についての資料がございますのでご確認ください。まず農地パトロールについて申し上げます。国より今年度から調査方法の変更について指示がございました。大きな変更点としては①遊休農地の細分化がございます。業務必携9ページから御覧ください。今までは農地パトロールは利用状況調査と荒廃農地調査の2本立てとなっていました。その調査自体が一本化されたことに伴う変更でございます。11ページに変更点が記載されておりますが、遊休農地区分1号が細分化されます。遊休農地のうち、草刈やトラクター等簡易な方法で耕作可能となるか、それとも重機などの機械を使用しなければ農地に戻すことができない等の2つの区分分けとなりますことを委員の皆様にご判断いただくものでございます。次に②として非農地判断の徹底でございます。別紙をご覧くださいなのですが、農地は農地としてご使用いただくことが最適な利用ではございますが、使用されていない農地について現在国では、再生エネルギー法関連により太陽光パネル設置を促進してもらいたいとの要望がございます。軽井沢町は自然保護の観点から太陽光パネル設置には規制がございますが、国全体では別紙内容により促進していく方向でございます。この指針等が示されたことで、非農地判断についても3人以上の委員で現地を確認し、迅速なご判断をいただきたいというものでございます。次に③としてこの調査後に実施される利用意向調査での中間管理機構の借受基準の緩和がございます。別紙資料をご覧ください。農地パトロールにより、遊休農地の判断に至った箇所については、その後に所有者の今後の農地活用について確認する利用意向調査の対象となります。調査では所有者自身が農地に戻す意向があるかなど、いくつかの活用方法の項目があるのですが、その中で、中間管理機構が仲介し農地の貸借を進める項目もあり、所有者がその意向を示せばその情報を中間管理機構に提供することとなります。ただし今まではその借り受け基準が厳しく、貸借のマッチングに至っていないケースが多く発生していたことから、今回の改正によりその基準が緩和されております。今後、機構は貸借の実績率を向上させる為、借り手と貸し手のマッチングを重点的に行っていくことが予測されます。意向調査自体も今までは11月末までの期限で実施していましたが、この点に関しましても農地パトロールが終了後すぐに所有者等に意向を確認することとなりますことを併せてご説明させていただきます。以上が主な変更となりますが、農地パトロール及び農地意向調査共に調査の迅速化及び精度の向上が求められ、この件に関して会長、役員の方々にも、今年度より導入しましたタブレットを活用した取り組みにより、調査を遂行していきたいとご説明をいたしました。国では農業委員一人一人にタブレットを順次配布する事業を展開しており、過日、農業会議から軽井沢町は県内でのタブレットを活用するモデル事業に選定された報告がございました。これにより皆様一人一人にタブレットを配布させていただきます。使用方法等に関すること及び先ほどご説明申し上げた非農地判断の3人以上の要件等がございますので、事務局としては、今回の農地パトロール実施時に一緒に帯同させていただく予定でいます。よって、各地区担当者同士で、実施希望日について相談の上、事前に事務局にご連絡をお願いいたします。こちらで日程調整後に実施日を確定するスケジュールとさせていただきますと考えております。

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p> <p>青木事務局長</p>	<p>以上、今後の流れをご説明いたしましたが、毎年、皆様ご多忙の中で実施している調査であります。国等の農地を巡る様々な施策の変更にあわせ、調査自体の方法も見直さなければならない事情をご理解の程お願い申し上げます。なお、8月は遊休農地強化月間であることも申し添えをいたします。</p> <p>オ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○軽井沢町自然保護審議会（農政部長） 令和3年7月28日（水）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○農業委員会8月役員会 令和3年8月16日（月）13時から 役場2階 第5会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第14回総会 令和3年8月27日（金）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○令和3年度農業者年金の加入推進広報活動（農政部長） 令和3年8月31日（火）11時50分から SBCラジオ「いいJAん！信州」</p> <p>○農業委員会9月役員会 令和3年9月17日（金）13時30分から 役場2階 第11会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第15回総会 令和3年9月24日（金）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>カ、 配布資料等について</p> <p>○農作業中の熱中症に対策についてでございますが、毎年、熱中症対策について別紙を配布しておりますので、今年も地区の農業者の方へ周知のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>○「この夏を過ごすにあたってのお願い（7月20日改定）について、夏休み、お盆の時期を迎え、今後、県内への人の往来が多くなりますので、それぞれの立場により新型コロナウイルス感染防止策を徹底してもらいたいとの周知を各地区においても周知をお願いいたします。</p> <p>○農業者年金加入推進ニュースですが、7月15日現在のものを周知いたします。</p> <p>なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願ひいたします。</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年7月1日現在）を添付してございます。目標部数が74部ですが現在、72部となり、今後73部になる予定でございます。目標を下回っておりますので引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> <p>ただ今の説明につきまして何かございますでしょうか。はい、土屋哲農政部長。</p> <p>パトロールの実施時期ですが、例年通りのように8月から10月までと捉えてよろしいか。</p> <p>パトロールについては8月から開始いたしますが明確な期限がございませんが意向調査はパトロールが終了したら迅速に実施する内容に変更となっており、パトロールが終了した地区から順次、意向調査を実施するようになります。</p> <p>ただ、皆様が多忙な時期に行っていただくことを考えると、例年の8月から10月までとなるのではないかと予測しています。</p>
---------------------------------------	--

市村初仁議長	他に何かございますでしょうか。はい、堀川委員
委員	推進委員の堀川でございますが、非農地判断の推進についてですが、非農地にすると、税金が上がってしまって、ちょっと可哀そうだなとも考えるのですが、いかがでしょうか。
青木事務局長	実は、国より非農地判断を保留している箇所調査も本年度より行っております。その面積が増えてくると国からの指導等がございますので、パトロールの際には皆様の慎重なご判断をいただくこととなります。少しでも草刈等を行っているかなど、非農地ではなく保全管理等も視野に入れたご判断をお願いいたします。
市村初仁議長	他に全体を通して何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第13回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。
閉会 15時15分	